

令和8年度さぬき市教育委員会第4回定例会会議録

1 日 時	令和8年7月28日（火） 開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時33分			
2 場 所	寒川第2庁舎会議室			
3 出席状況	出席	教育長	和田 浩二	
		委員	檜原 秀樹 多田 俊 西尾 由香 岡田 保 水口 友紀子	
		事務局	佐藤 美由紀	
		教育部長	福澤 光朝	
		教育総務課長	檜村 貴紀	
	事務局	学校教育課長	國方 秀樹	
		学校給食課長	大生 直樹	
		生涯学習課長	村瀬 征光	
		地域クラブ活動推進室長	真部 哲男	
		幼保こども園課長	中村 美幸	
		人権推進課長代理副主幹	赤松 伸弥	
		学校教育課主幹	多田 端子（会議録作成者）	
	教育総務課課長補佐	なし		
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開 状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		令和8年度さぬき市教育委員会第3回定例会 会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		教育長の報告	—	公開
日程第5	報告第24号	さぬき市文化資料展示館運営協議会委員の解 嘱及び委嘱について	原案承認	公開
日程第6	報告第25号	さぬき市地域スポーツクラブ指導員に関する 要綱の制定について	原案承認	公開
	報告第26号	さぬき市地域スポーツクラブ指導員の委嘱に ついて	原案承認	公開
日程第7	議案第10号	さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部 改正について	原案可決	公開
日程第8	議案第11号	さぬき市立幼稚園規則の一部改正について	修正可決	公開
	議案第12号	さぬき市立幼稚園預かり保育の実施に関する 規則の一部改正について	修正可決	公開

日程第 9	議案第 13 号	さぬき市部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドラインの策定について		原案可決	公開
日程第 10	報告第 22 号	教育委員会所管職員の人事異動について		報 告	非公開
日程第 11	報告第 23 号	教育委員会所管職員の人事について		報 告	非公開
資料説明					
5 会議録署名委員		教育長	和田 浩二	委 員	水口 友紀子
6 特記事項		なし			
7 会議内容					
開 会					
教育総務課長		ただ今から、令和 8 年度さぬき市教育委員会第 4 回定例会を開会します。開会に当たり、岡田委員より御挨拶をいただきます。			
岡田委員		(挨拶)			
教育総務課長		ありがとうございました。 それでは、以後の議事進行を教育長にお願いします。			
教育長		それでは、議事に移ります。 傍聴申請について、教育総務課長から報告してください。			
教育総務課長		傍聴申請はありません。			
教育長		本定例会における議案のうち、報告第 2 2 号及び報告第 2 3 号については、人事に関する案件であり、非公開とすべきと思います。 お諮りします。 報告第 2 2 号及び報告第 2 3 号の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。			
各委員		異議なし。			
教育長		異議なしと認めます。 よって、報告第 2 2 号及び報告第 2 3 号の審議は、非公開で行います。			
教育長		それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。この議事日程について、御異議ありませんか。			
各委員		異議なし。			
教育長		異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。			
日程第 1 会期の決定について					
教育長		日程第 1 「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日 1 日限りとしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。			
各委員		異議なし。			

教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日 1 日限りとします。
日程第 2 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第 2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第 9 条第 3 項の規定に基づき、本会の会議録署名委員に水口委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第 3 令和 8 年度さぬき市教育委員会第 3 回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第 3「令和 8 年度さぬき市教育委員会第 3 回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明してください。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第 4 教育長の報告	
教育長	日程第 4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から報告してください。
教育部長	報告事項 1 教育施設の整備等に係る契約の締結について (前回報告後の教育施設の整備等に係る契約の締結について報告した。) 報告事項 2 会計年度任用職員の採用について (前回報告後の会計年度任用職員の採用について報告した。) 報告事項 3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。) 報告事項 4 その他
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、次に移ります。
日程第 5 報告第 2 4 号 さぬき市文化資料展示館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について	
教育長	日程第 5、報告第 2 4 号「さぬき市文化資料展示館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
生涯学習課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 6 報告第 2 5 号 さぬき市地域スポーツクラブ指導員に関する要綱の制定について 報告第 2 6 号 さぬき市地域スポーツクラブ指導員の委嘱について	
教育長	日程第 6、報告第 2 5 号「さぬき市地域スポーツクラブ指導員に関する要綱の制定について」、報告第 2 6 号「さぬき市地域スポーツクラブ指導員の委嘱について」の 2 件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
地域クラブ活動推進室長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 まず、報告第 2 5 号「さぬき市地域スポーツクラブ指導員に関する要綱の制定について」をお諮りします。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。続いて、報告第 2 6 号「さぬき市地域スポーツクラブ指導員の委嘱について」をお諮りします。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第 7 議案第 1 0 号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について	
教育長	日程第 7、議案第 1 0 号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 8 議案第 1 1 号 さぬき市立幼稚園規則の一部改正について 議案第 1 2 号 さぬき市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について	
教育長	日程第 8、議案第 1 1 号「さぬき市立幼稚園規則の一部改正について」、議案第 1 2 号「さぬき市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について」の 2 件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
幼保こども園課長	(議案の説明)

教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	現行の様式との変更部分で、新しい様式は、保護者の住所を記載しないことになったのでしょうか。
幼保こども園 課長	住所ですが、現況届という書類も一緒に提出していただきます。そちらで住所の記載があり、特定できますので、保護者の負担を減らすために、住所は、省略させていただいています。
委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	他にありませんか。
委員	幼稚園入園申込書の様式についてです。標題は『入園申込書』となっていますが、内容の表記が『申請』となっております。行政文書のルールに基づくものかと思いますが、整合性を取るのであれば、申請日を『申込日』へ、申請に係る子どもを『申し込みに係る子ども』へ改めるべきではないでしょうか。預かり保育の届け出様式についても同様です。標題と内容を統一した方がよろしいかと思います。 ただ、今回の改正で項目分けがなされた点は、非常に分かりやすくなったと評価します。
幼保こども園 課長	再度内容を確認し、不適切な点があれば修正いたします。修正箇所につきましては、あらためてご報告のうえ、ご確認をお願いいたします。
教育長	それでは、指摘事項の修正を踏まえた上で、議案第１１号「さぬき市立幼稚園規則の一部改正について」をお諮りします。 本案を修正し、修正したものを原案とし決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、修正可決とされました。続きまして、議案第１２号「さぬき市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について」をお諮りします。 本案につきましても、指摘事項の修正を踏まえた上で、修正したものを原案とし決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、修正可決とされました。
日程第９ 議案第１３号 さぬき市部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドラインの策定について	
教育長	日程第９、議案第１３号「さぬき市部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドラインの策定について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
地域クラブ活動 推進室長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	本事業を円滑に進めていくためには、中学校との連携がどれだけ図れているかが重要であると考えております。

	地域への移行によって『学校とは関係ない活動になる』と見なされることは避けなければなりません。そのため、学校側にも本事業の担当窓口を設置していただき、例えば体育館やグラウンド、備品等を使用する際の運用ルールを明確にするなど、連携のための条件を整えることが課題解決の第一歩になると考えます。 学校の方針と意思をしっかりとすり合わせ、双方がうまく連携できる体制を構築していくことが、本事業には不可欠です。
委員	クラブ数は、現在の学校単位という枠組みがありますが、希望者数に応じて柔軟に増やせば良いというものではないと考えます。人気のあるクラブを安易に増設するのではなく、一定の基準を設けてクラブ数を制限することも必要ではないでしょうか。子どもの数は減っているのに、クラブ数は飽和状態となることが予想されますので、この点について、どのようにお考えかお聞かせください。
地域クラブ活動推進室長	今後、認定を受けたクラブ間で種目等が重複する可能性もありますが、それは子どもたちにとって選択の幅が広がることでもあります。一方で、子どもの数が減っているという現状がある中で、今ある部活動の数を確保しようとする、個々のクラブの継続が困難になる可能性があり、そういった状況は避けなければなりません。クラブの多様な選択肢と、持続可能な運営体制をどう両立させていくのか。この点については、今後しっかりと検討していく必要があると考えています。
教育長	他にありませんか。 今回策定した内容については、今後検討を重ねるべき課題も残されています。審議の過程で適宜見直しを図ってまいりますので、その点につきまして、委員の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。 他にありませんか。 他にないようですので、採決を求めたいと思います。本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。事務局から説明してください。
(1) さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員について	
(2) 剣淵小学校との交流事業について	
(3) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
(4) 令和８年度さぬき市立学校結核対策委員会の会議結果について	
(5) 第２２回辛立文化センター夏のつどいの開催について	
教育長	資料説明について、御意見、御質問等はありませんか。
教育長	それでは、続いて、非公開審議に移ります。
日程第１０ 報告第２２号 教育委員会所管職員の人事異動について	

	・・・(非公開での報告)・・・ 専決処分について、報告した。
日程第 1 1 報告第 2 3 号 教育委員会所管職員の人事について	
	・・・(非公開での報告)・・・ 専決処分について、報告した。
教育長	それでは、非公開を解きます。
○ その他	
○ 次回教育委員会定例会の日程について	
	次回定例会を令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分開会で決定した。
閉 会	
教育長	以上で令和 8 年度さぬき市教育委員会第 4 回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、署名します。

令和 8 年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員